

最後の大冒険：日本で歳を取る

日時：7月28日（日曜日）14:00～16:30

会場：札幌留学生センター

講師：キャサリーン・モリカワ氏 (ペンネーム Wm.ペン)

(概要)

最初に、ペンさんが書いた本” The Expat's Guide to Growing Old in Japan”について紹介がありました（洋書・電子書籍として購入可能）。この本の前書きにもありますが、執筆のきっかけは、彼女自身が定年退職するとき、日英の言葉で様々な手続きを行わなければならなかったからだと思います。他の外国人の方に同じ苦勞をしてほしくない、と思い、調査・研究を始めたそうです。ただし、情報はあくまでも基本的なものにとどめているため、不明な点があれば、ためらわずに専門家へ相談するべきだ、とのことでした。

講義では、本の中から特に覚えてもらいたい10のポイントを説明してもらいました。

1. 日本では、遺産相続のときに負債も含まれてしまいます。しかし、その場合は家庭裁判所で相続放棄ができます、が申し込みは3か月しかありませんので注意が必要です。
2. 負債がなくても、相続税が高額な場合もあります。遺産分割協議書で、遺産が分割される前にすべての相続税が支払われることに全員が同意することを確認してください。
3. 前項2で早期の確認が必要なのは、相続税について連帯納付義務が生じるためです。相続を受けた人が複数いたとき、誰かが相続税を支払えなかった場合は、他の人が請け負わなければなりません。
4. 国民年金の受け取りを開始する前に、オプション（例えば繰上げか繰り下げ）のすべての長所と短所を注意深く調べる必要があります。あとで変更はできないので、注意が必要です。
国民年金を全額受け取るには、40年間支払う必要があります。現在永住者である場合、1964年4月1日から1981年12月31日までの間に日本滞在期間があれば、その時のクレジットを取得できます。これは、外国人がその時代には年金制度に加入することを許可されなかったという事実を補うためです。
5. 入居費の支払い後も老人ホームの運営会社は倒産する場合があります、注意が必要です。返還される額は、よくても500万円以下にとどまります。サービス付き高齢者向け住宅に求められる義務は安否確認のみで、サービスの幅は施設により差があります。
6. 配偶者が亡くなったとき、「姻族関係終了届」を提出すれば、配偶者の家族を扶養する義務はなくなります。一方で、子の相続権は残ります。

7. 2019年7月から相続法が一部改正されます。

相続人以外の親族が故人の看病や介護をしていた場合、遺産の分配を請求できるようになります。

分配前であれば、故人の銀行口座から150万円を限度に預金の引き落としが可能になります。

2020年7月10日から、自筆の遺言書を法務局に預けることが可能になります。

8. living will (=尊厳死についての遺言) は、日本の場合法的拘束力がありません。医師や家族と話し合っている場合、意思を尊重してもらえるかは保証できません。しかし、それでも何らかの意思を残しておいた方が良いでしょう。

9. 尊厳死協会に加入すると、エンディングノートや尊厳死に関する遺言書の文例を受け取ることができます。15歳以上で、年会費2,000円を支払えば加入できます。

10. 2018年から、公的な文書として「尊厳死宣言公正証書」を作成できるようになりました。普及が進んでいますが、こちらも法的拘束力はありませんがそうした方がより説得力があるようです。

説明の後、札幌国際プラザの方から、年に何度か専門家の方による無料の個別相談を実施しているので、ぜひ活用してほしいという案内がありました。また、参加者の方から、高齢者ドライバー向けの認知症テストについて伝えたい、という意見があり、外国人向けの配慮が不十分なので注意してほしい、というご自身の体験を踏まえたお話がありました。